

調達要求番号：2SB01C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
令和4年度自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所で使用する電気	福岡地本-Z132202	
	作 成	令和 3年11月29日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作 成 者	准陸尉 小野 祐二

1 適用範囲

本仕様書は、令和4年度自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所で使用する電気について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所の令和4年度電力需給に対し供給を行う。

2.2 需給場所

久留米市諏訪野町字上土橋2401-21

2.3 供給期間

自 令和 4年 4月 1日 0時00分

至 令和 5年 3月31日 24時00分

2.4 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 仕様

3.1 電気方式、契約種別、契約電力及び予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別、契約電力及び予定仕様電力量等は表1を参照。

契約種別及び契約電力（電流または容量，以下同じ）とは、九州地区の一般電気事業者（以下「契約相手方」という）の供給約款により電気方式や使用形態ごとに決定または算出される契約の名称または値をいう。

3.2 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%以上とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに書面で提出することとし、書面の一例は付属書Aによる。

3.3 使用電力量の計量

使用した電力量の計算は、契約相手方が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。なお、これによりがたい場合は協議とする。

表1ー電気方式，契約種別，契約電力及び予定使用電力量等

契約種別	低圧電力	従量電灯C	
受電方式	1回線受電	1回線受電	
標準周波数	60Hz	60Hz	
予定契約電力	26kw	16kVA	
供給電気方式	3相3線式	単相3線式	
供給電圧	200V	200/100V	
計量電圧	200V	200/100V	
遠隔自動検針の有無	有	有	
蓄熱式負荷設備の有無	無	無	
予定使用電力量 (kWh)	令和4年 4月	152	240
	令和4年 5月	292	559
	令和4年 6月	460	593
	令和4年 7月	1,334	673
	令和4年 8月	1,944	762
	令和4年 9月	1,604	962
	令和4年10月	1,053	703
	令和4年11月	317	526
	令和4年12月	729	576
	令和5年 1月	1,531	492
	令和5年 2月	1,057	438
	令和5年 3月	783	438
	合計	11,256	6,962

- 1) 4～10月迄は令和3年度実績量、
- 2) 11～3月迄は令和2年度実績量

4 その他

- 4.1 二酸化排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，グリーン電力証書の譲渡に関し付属書Bに掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。
- 4.2 毎月検針終了後、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を官側に送付すること。
- 4.3 力率は、契約相手方の供給約款により算出される値。
- 4.4 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- 4.5 発電設備は有していない。

4.6 力率の変動，その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については，当該地域を管轄する一般電気，電気事業者が定める特定規模需要の基準（託送）供給条件による。なお，入札価格の算定にあたっては，力率は100%とし，燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は，考慮しないこと。

5 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

付属書 A (参考) 提出様式 (一例)

A.1 証明書は表.A.1に、内訳は表.A.2による。

表.A.1—証明書

○○年○○月○○日

特定電源割当証明書

●●●●
○○ ○○ 様

○○県○○市○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

○○年○半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(各月の内訳は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

表.A.2—内訳

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(○月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
合計(kWh)					

総計(kWh)

付属書B (規定) 条件等

B.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{a)}しており、かつ、令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和2年度の未利用エネルギー活用状況、令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を**表B.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表 B.1-条件

要素	区分	得点
令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
グリーン電力証書 ^{b)} の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注記 各用語の定義は、**表B.2**を参照。

注^{a)} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

注^{b)} 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

表 B.2-各用語の定義

用語	定義
令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>

表 B. 2-各用語の定義（続き）

<p>令和 2 年度の未 利用エネルギー 活用状況</p>	<p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>2.1 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>2.3 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>2.4 令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>2.5 令和 2 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>令和 2 年度の再 生エネルギーの 導入状況</p>	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> $\text{令和 2 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>1.1 令和 2 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)）</p> <p>1.2 令和 2 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kwh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。）</p> <p>1.3 グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.6 令和 2 年度の供給電力量（需要端(kwh)）</p>

表 B.2-各用語の定義（続き）

<p>令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>3 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

- b) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊福岡地方協力本部長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

B.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 B.1 の条件を満たすことを示す適合証明書その他の書類及び特定電源割当計画書を添付すること。書類の一例は表 B.3 による。

表 B. 3-書類

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
自衛隊福岡地方協力本部長
深草 貴 信 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

B.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 B.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 B.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 B.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

B.4 その他

- a) **表 B.1**及び**表 B.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和2年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。